

子ども・子育て支援新制度関係条例について

1 趣 旨

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化の中で、子ども及び保護者等に必要な支援を行い、すべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して「子ども・子育て関連3法」が成立しました。これにより、教育・保育施設や事業の認可や運営に関する基準等について、国が法令で定める基準を踏まえた上で、本市の条例で定めることになりました。

2. 国が法令で定める基準

No	適用法令	国の基準（府省令）	府省令		目 的	本 市 所管課
			従 う べ き 基 準	参 酌 す べ き 基 準		
1	認定こども園法 （※1）	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 *H26.4.30内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号	○	○	既存の保育所、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行等するための認可基準を定める。 ・幼保連携型認定こども園	保育課
2	児童福祉法	家庭的保育事業等（※2）の設備及び運営に関する基準 *H26.4.30厚生労働省令第61号	○	○	家庭的保育事業等を行う場合の認可基準を定める。 ・認可外保育施設 ・事業所内保育施設	保育課
3	子ども・子育て支援法	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 *H26.4.30内閣府令第39号	○	○	上記施設等が、施設型給付及び地域型保育給付の対象となるための確認基準を定める。	保育課
4	児童福祉法	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 *H26.4.30厚生労働省令第63号	○	○	放課後児童クラブを行うための基準を定める。（届出制）	生涯学習課

（※1）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

（※2）家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称

3 国の基準の類型と条例の制定

法令で定める国の基準は、次の表のように類型化されており、地方自治体は国の基準を踏まえ、その類型に従い条例を制定します。本市では、各施設等の実情や地域特性から判断して、国の基準と異なる内容とすべき事項については独自基準を定め、それ以外の事項については、国の基準と同じ内容とする方向で現在検討しています。

類 型 項 目	従うべき基準	参酌すべき基準
意 義	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準。 当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。
主な内容	・配置する職員及びその員数 ・保育室等の床面積、その他設備 ・子どもの適切な処遇の確保、秘密の保持 等	・左記以外の事項

4 本市の条例の制定等

No	条例名	内容
1	(仮称)豊橋市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例【制定】	認定こども園法の改正により、幼保連携型認定こども園の認可権限が都道府県から中核市に移行されたことに伴い、設備及び運営等に関する基準を定める。
2	(仮称)豊橋市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例【一部改正】	児童福祉法の改正により、以下の事業について設備及び運営等に関する基準を定める。 (1)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める。 (2)放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める。
3	(仮称)豊橋市子ども・子育て支援法施行条例【制定】	子ども・子育て支援法の制定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める。
4	(仮称)豊橋市保育の実施に関する条例を廃止する条例【廃止】	保育を必要とする場合の認定基準(旧:保育の実施基準)が児童福祉法から子ども・子育て支援法に移行したため、新たに保育の認定基準を定める必要性が生じたので廃止する。新基準の規定方法については検討中。
5	(仮称)豊橋市保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】	豊橋市保育の実施に関する条例の廃止に伴い、公立保育所の利用要件を定める規定が、新たに定める保育の認定基準となるため、改正を行う。

5 今後の予定

- 平成26年 7月 豊橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開催
- 平成26年 9月 条例案を市議会に提出
- 平成26年10月 条例公布、幼保連携型認定こども園の認可等の事務開始
- 平成27年 4月 条例施行